

1. 今年度の病床配分申請状況

- 8つの医療圏より病床配分の申請があり、区東北部以外の圏域では、基準病床の範囲内で配分可能
- 区東北部は、基準病床数を大幅に上回る申請が提出（473床超過）※R3.2.1時点
- 区東北部の調整会議でも地域に必要な病床として、最大限の配付を要望する意見が出された。
 - ・急速な高齢化に伴う医療需要の増加への対応が必要
 - ・感染症や災害発生時に医療機能を発揮する病床の整備が急務

⇒ 以上のことを踏まえ、新興・再興感染症や災害の発生時においても、患者が身近な地域で医療を受けられるよう、医療提供体制の拡充に向け、病床を配分する方法を検討

2. 区東部地域（区東北部・区東部）の状況

- 大学病院等の高度医療機関が集積する区中央部に患者が流出。特に区東北部と区東部からが多い。
- 区中央部と区東北部・区東部の間で調整が必要

⇒ 地域の実情を踏まえて、基準病床数の見直しを検討

見直しの考え方

都全体の基準病床数を変えず、圏域間の患者流出入による調整により、見直しを図る

3. 圏域間の病床調整による検討

○対象とする圏域：「区中央部」と「区東北部」、「区東部」

- 区中央部への依存度（＝流出割合）が高い圏域のアンバランスを是正

○対象とする病床機能：急性期（区東北部のみ）と回復期

- 病床数（7対1入院基本料）や区中央部への患者流出数で見ると、区東北部は急性期が不足

- 病床数（回復期リハ及び地域包括ケア病棟入院料）や区中央部への患者流出数で見ると、

区東北部及び区東部ともに回復期が不足

○区東部は、現行の基準病床数内で配分可能な範囲の病床申請数

○区東北部は、基準病床数を上回る病床申請数



○今後、医療需要等を勘案し、圏域間調整を行った上で、基準病床数について算定する。

その後、医療審議会に提出する。